

京都市身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例（平成23年12月21日京都市条例第24号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市山科障害者授産所，京都市洛南障害者授産所及び京都市伏見障害者授産所について，障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設としての事業を廃止し，障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る事業を行うこととしたことに伴い，当該事業に係る利用資格及び利用料金を定めることとしました。

この条例は，平成24年1月1日から施行することとしました。

京都市身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年12月21日

京都市長 門川 大作

京都市条例第24号

京都市身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例

京都市身体障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「京都市紫野障害者授産所」を「京都市西ノ京障害者授産所及び京都市みぶ障害者授産所」に改め、同項第1号中「附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第31条」を「第5条第1項」に、「身体障害者授産施設としての」を「障害福祉サービスのうち、別に定めるものを行う」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「京都市紫野障害者授産所」を「京都市西ノ京障害者授産所及び京都市みぶ障害者授産所」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設としての事業

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業

第5条第1項各号列記以外の部分中「京都市紫野障害者授産所」を「京都市西ノ京障害者授産所及び京都市みぶ障害者授産所」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 利用しようとする当該事業に関して法第19条第1項に規定する支給決定を受けた法第4条第1項に規定する障害者

(2) 提供を必要とする当該事業に関して身体障害者福祉法第18条第1項に規定する措置を受けた者

第5条第2項各号列記以外の部分中「及び第2号」を削り、「京都市紫野障害者授産所」を「京都市西ノ京障害者授産所及び京都市みぶ障害者授産所」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 同号に規定する身体障害者授産施設としての事業に関して法第19条第1項に規定する支給決定を受けた身体障害者

(2) 提供を必要とする当該事業に関して身体障害者福祉法第18条第2項に規定する措置を受けた者

第7条第1号中「京都市紫野障害者授産所」を「京都市西ノ京障害者授産所及び京都市みぶ障害者授産所」に、「法附則第21条第2項」を「当該事業に関し法第29条第3項」

に改め、同条第2号中「及び第2号」を削り、「京都市紫野障害者授産所」を「京都市西ノ京障害者授産所及び京都市みぶ障害者授産所」に、「法第29条第3項」を「当該事業に関し法附則第21条第2項」に改める。

附則第2項中「施設（京都市紫野障害者授産所を除く。）」を「京都市西ノ京障害者授産所及び京都市みぶ障害者授産所」に改める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)